

協定区域	西区学園西町4丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2002年9月25日
	面積	16,906.53 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 2012年9月25日 更新 2022年9月22日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2022年9月22日～2032年9月21日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物は、専有宅地1区画につき1住戸とし、この協定締結時における区画を分割・併合してはならない。
- (2) 建築物の用途は、専用住宅に限る。ただし、住宅の一部を利用した事務所・家庭的なサークル活動の場・アトリエ又は工房のうち、居住者が運営する小規模なもので、近隣に迷惑をかけないよう駐輪・駐車対策や防音・防臭対策を具体的に講じたものは専用住宅とみなす。
- (3) 機械式立体型の駐車場は、屋外に設置してはならない。
- (4) 門扉、車庫の扉は、開放時に敷地境界線を越えてはならない。
- (5) 建築物の敷地の地盤面は、原則としてこの協定締結時の高さを変更してはならない。ただし、築庭、スロープなどのバリアフリー対応、駐車場の改造における部分的な最小限の変更を除く。
- (6) 看板・広告板・広告塔その他これらに類するものを設けてはならない。
- (7) 学園線に面して駐車場及び人の出入口を設けてはならない。
- (8) 駐車場の出入口は、交通安全に配慮して設置しなければならない。特にフットパス・緑道に面する部分、道路のすみ切り部分に設けてはならない。(フットパスとは歩行者専用通路として設けられた2箇所(歩道)を指し、緑道とは学園線から街区公園に至る歩行者専用通路を指す。)
- (9) 敷地内の道路境界より1メートルの範囲を緑化エリアとする。同エリアにおいては、積極的に樹木の植栽や鉢植え等による緑化を行い、適正な保守管理に努めるものとする。
- (10) 敷地の周囲に面して垣または柵を設ける場合には、高さを抑え透過性(透視性・通風性)を確保するなど、景観に配慮したオープン外構の保持に努めるものとする。プライバシーの確保等を目的として、部分的に透過性のない構造とする場合にも、この協定締結時の状態を目安とし、必要最小限にとどめるものとする。
- (11) アンテナは屋外に設置してはならない。ただし、建築物に付属して設置され、建築物の最上層の屋根の面を超えない小規模のアンテナはこの限りではない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

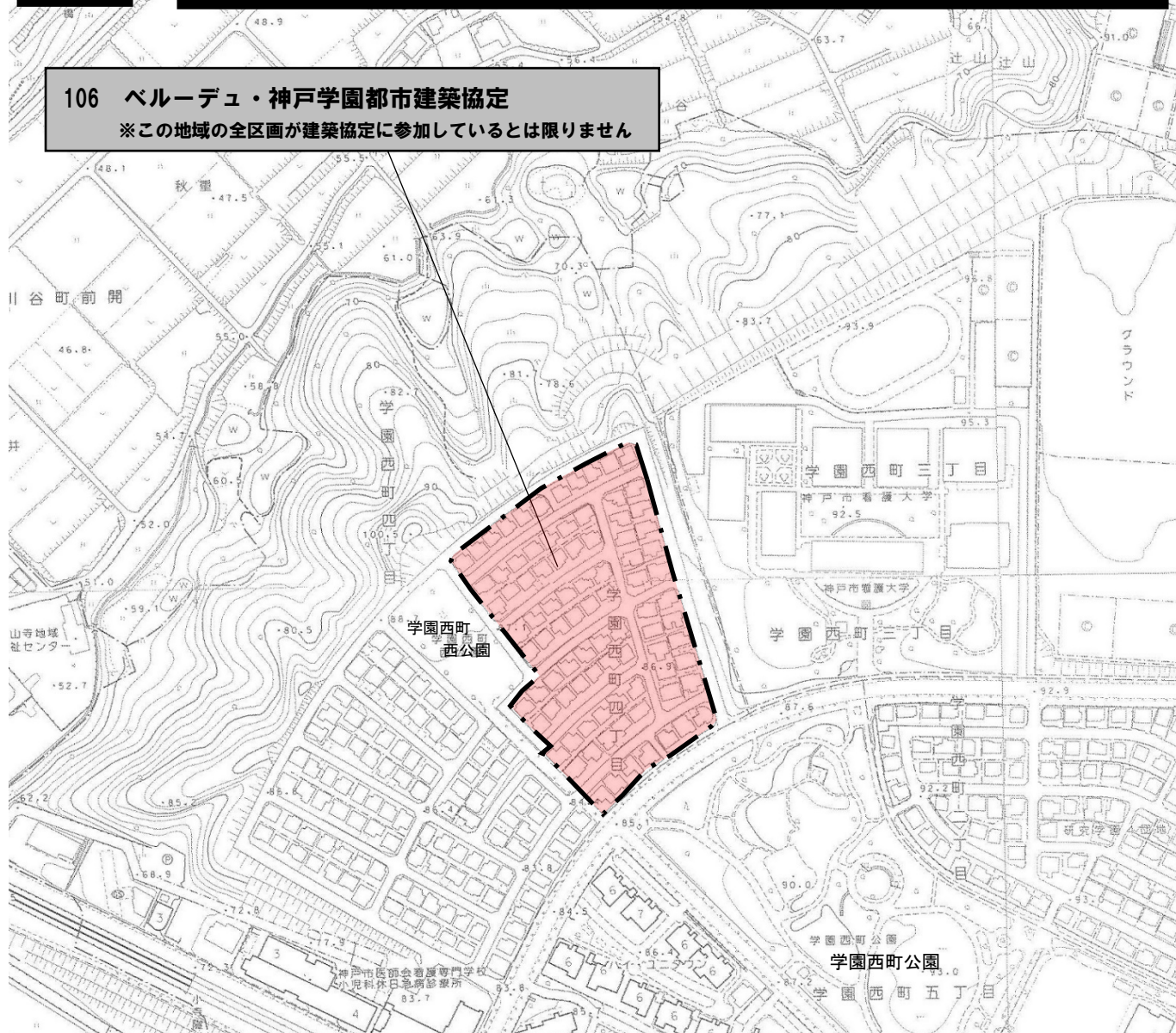
<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

106

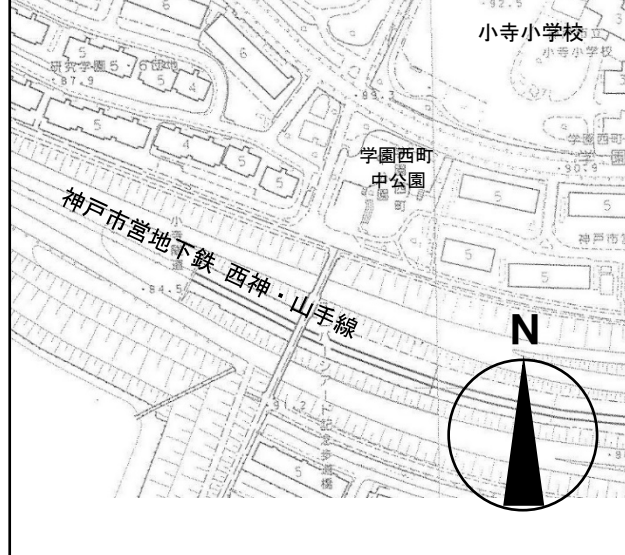
ベルーデュ・神戸学園都市

106 ベルーデュ・神戸学園都市建築協定

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



位置図



N

